

福岡県公報

平成19年11月9日
第 2 7 4 9 号

目 次

告 示 (第2091号 - 第2104号)

道路の供用の開始	(道路維持課)	1
土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	1
土地改良区の役員の就任	(農地計画課)	2
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	3
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課)	3
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課)	3
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	4
土地改良事業の認可	(農地計画課)	4
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課)	4
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課)	5
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課)	5
公 告			
農地保有合理化作業の実施に関する規程の承認	(農業振興課)	5
落札者等の公示	(警察本部会計課)	5
収用委員会			
土地収用法の規定に基づき通知すべき書類の保管	(用 地 課)	6

告 示

福岡県告示第2091号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年11月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月9日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	中間線 停車場	中間市中央2丁目7145番5先から 同市長津1丁目7139番9先まで

福岡県告示第2092号

浮羽郡大石堰土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年11月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
矢野紀男	うきは市浮羽町古川230番地1
原 傳	吉井町徳丸122番地2
山下善伸	福永355番地2
高倉建治	388番地1
東 米市	新治1013番地2
尾花恒昌	八和田547番地1
中川興義	生葉267番地1
國武 毅	長栖976番地1
生野明夫	久留米市田主丸町船越82番地1
城野諫男	鷹取674番地26

井上 盛	朝倉市上寺1005番地
小西 敏博	久留米市田主丸町常磐642番地 1
田中 寛隆	" " 豊城1114番地 1
佐藤 俊之助	" " " 1479番地 1
木下 隆夫	" " 志塚島219番地 2
郷原 瀧夫	" " " 449番地 1
永松 重憲	" " 朝森806番地
牛嶋 孝之	" " 八幡785番地
稲富 利雄	" " 菅原867番地 5
中村 親	" 大橋町蜷川1163番地
中野 輝雄	" 田主丸町牧1074番地 1

2 退任監事

氏名	住所
石井 勝則	うきは市吉井町千年485番地 1
梯 敏男	久留米市田主丸町秋成606番地
草場 隆	" 大橋町蜷川941番地 3

3 就任理事

氏名	住所
矢野 紀男	うきは市浮羽町古川230番地 1
安元 正徳	" 吉井町桜井396番地 1
生野 博和	" " 橘田116番地
佐野 武利	" " " 587番地 9
東 米市	" " 新治1013番地 2
石井 照男	" " 江南229番地 2
篠原 弘志	" " 生葉935番地 1
名島 末登	" " 長栖424番地
石橋 隆男	久留米市田主丸町長栖620番地 2

梯 幸春	" " 秋成1381番地
井上 盛	朝倉市上寺1005番地
西村 省二	久留米市田主丸町豊城670番地 1
栗木 邦明	" " 殖木39番地 1
行徳 秀美	" " 田主丸1148番地
森 逸	" " 志塚島1129番地
草野 稔	" " 上原295番地 1
二又 福德	" " 牧1415番地 4
田中 親房	" " 恵利889番地
原 昭之介	" " 菅原1383番地
柳瀬 健登	" " 八幡420番地 3
福島 大	" 大橋町常持907番地

4 就任監事

氏名	住所
中川 明	うきは市吉井町八和田697番地 2 の 2
田中 豊治	久留米市田主丸町野田1124番地 1
高山 三夫美	" " 菅原664番地 2

福岡県告示第2093号

矢部川左岸上流土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

就任理事

氏名	住所
西原 親	みやま市瀬高町下庄1760番地 2

福岡県告示第2094号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 解除予定保安林の所在場所
飯塚市桑曲字牧ノ内161の3・174の5・174の6・216の16（以上4筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第2095号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成11年3月9日農林水産省告示第401号（1に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2096号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）以外の流域に係るものに限る。）で定めるところによる。
平成12年1月12日農林水産省告示第29号（1及び2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2097号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 解除予定保安林の所在場所
八女市上陽町下横山字池ノ谷5038の48
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第2098号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年11月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年10月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人 実り

(2) 代表者の氏名
田中 寿充

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県八女市下吉田1770番地

(4) 定款に記載された目的
この法人は、障害者・高齢者・要介護者に対して、福祉サービスに関する事業を行い、地域の社会福祉に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2099号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年11月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年10月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人 九州発見塾

(2) 代表者の氏名
小倉 正憲

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県糟屋郡粕屋町上大隈203番5号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、子どもたちを含め、広く九州内外の人々に対して、環境に関する調査・研究を行うことで、より良い住環境、生活環境の構築を図るとともに、観光・ツーリズム（旅行）に関する事業を行うことで、活力ある九州の発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2101号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業を認可したので、同条第11項の規定により公告する。

平成19年11月9日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	事業名	認可年月日
糸島郡二丈町土地改良区	農業用排水施設整備事業 (石町地区)	平成19年10月23日

福岡県告示第2102号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成4年1月22日福岡県告示第144号
- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2103号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をしますので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年2月9日農林水産省告示第218号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに豊前市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2104号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をしますので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年8月30日福岡県告示第1534号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき、農地保有合理化事業の実施に関する規程を承認したので、同条第5項の規定により次のように公告する。

平成19年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

農地保有合理化事業を行う者の名称	承認年月日	承認に係る農地保有合理化事業の種類
北九東部農業協同組合	平成19年10月24日	法第4条第2項第1号に規定する事業のうち、農用地等を借り受けて当該農用地等を貸し付ける事業
北九州市農業協同組合	平成19年10月24日	法第4条第2項第1号に規定する事業のうち、農用地等を借り受けて当該農用地等を貸し付ける事業

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成19年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 落札に係る特定役務の名称

